

大阪広域環境施設組合規則第13号

大阪広域環境施設組合事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合事務分掌規則（平成 27 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(職等の設置) 第 2 条 [略] [ 2 ～ 4 略] <u>5 施設部に技術主幹を置くことがある。</u> (職務) 第 3 条 事務局長、部長、課長、 <u>担当課長、</u> <u>技術主幹、</u> 課長代理、担当課長代理、副参 事及び担当係長は、おのおの上司の命を受 けて、所管の事務を掌理し、所属員を指揮 監督する。 2 [略]	(職等の設置) 第 2 条 [同左] [ 2 ～ 4 同左] [新設] (職務) 第 3 条 事務局長、部長、課長、 <u>担当課長、</u> <u>課長代理、</u> 担当課長代理、副参事及び担当 係長は、おのおの上司の命を受けて、所管 の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。 2 [同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。